

## なんと節電チャレンジ 利用規約

なんと節電チャレンジ（以下、「本キャンペーン」といいます。）の利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社なんとエナジー（以下、「当社」といいます。）が実施する本キャンペーンに関する取扱いを定めるものです。

なお、国が行う「電気利用効率化促進対策事業」（以下、「国の節電促進プログラム」といいます。）の取扱いについては、別紙で定めるものといたします。

### 1. 本キャンペーンの内容

本キャンペーンに参加のお申込みをいただいた場合、「2. 対象となる期間」に定める本キャンペーンの対象期間における節電の取組みの結果に応じて、特典の付与を受けることができます。

なお、本キャンペーンへの参加お申込みをもって、国の節電促進プログラムへの内容（当社が国の節電促進プログラムの事務局に対して個人情報を提供すること、および特典を不正受給しないこと等）について同意し、国の節電促進プログラムにも参加お申込みをしたものといたします。

また、本キャンペーン、国の節電促進プログラムのいずれか1つのみの参加キャンセルはできないものといたします。

### 2. 対象となる期間

2023年1月分から2023年3月分（低圧で電気の供給を受けるお客さま（以下、「低圧お客さま」といいます。）は2022年12月検針日から2023年3月検針日の前日まで、高圧で電気の供給を受けるお客さま（以下、「高圧お客さま」といいます。）は2023年1月1日から2023年3月31日まで）の電気のご使用期間を対象といたします。

また、本キャンペーンの参加お申込み期間は2022年11月7日（月）から2022年12月31日（土）までといたします。

### 3. 適用条件等

当社は、お客さまが以下のすべての条件を満たした場合に、本キャンペーンを適用いたします。なお、一部の条件を満たさない場合であっても、当社が必要と認めたときには、本キャンペーンを適用することがあります。

- (1) 本規約（別紙を含みます。）の全てに同意の上、本キャンペーンお申込み期間内に参加フォームにより参加のお申込みをいただき、当社がこれを承諾したこと。
- (2) 本キャンペーンの参加お申込み時点から特典付与手続きの開始時点までの間、同一の需要場所で当社との需給契約が継続していること。

### 4. 節電量の計算

- (1) 本キャンペーンでは、(2)に基づき設定される、2022年1月分から2022年3月分（以下、「2022年1～3月分」といいます。）における1日あたりの平均ご使用量(kWh)から、2023年1月分から2023年3月分（以下、「2023年1～3月分」といいます。）における1日あたりの平均ご使用量(kWh)を差し引いた残りの値を節電量として定

義いたします。

なお、2022年1～3月分における1日あたりの平均ご使用量(kWh)よりも2023年1～3月分における1日あたりの平均ご使用量(kWh)の方が大きい場合は、節電量を0kWhとして取扱います。

(2) 1日あたりの平均ご使用量(kWh)は、以下の算定式によって算定された値といたします。

1日あたりの平均ご使用量(kWh)

$$= \frac{\text{1月分から3月分までの各料金算定期間における使用電力量合計(kWh)}}{\text{1月分から3月分までの各料金算定期間における日数合計(日)}}$$

なお、1日あたりの平均ご使用量は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

## 5. 特典内容

- (1) 「4. 節電量の計算」で算定された節電量が0kWhを超える対象契約に対して、低圧お客さまは500円を、高圧お客さまは2,000円を付与いたします。
- (2) 特典の付与方法は、電気料金からの割引により実施いたします。

## 6. 特典付与時期

当社は、準備が整い次第順次、それぞれ特典を付与いたします。

なお、特典付与のお知らせについては、特典付与をもってかえさせていただきます。

## 7. 注意事項

- (1) 本キャンペーンにおいて取得した個人情報ならびに電力利用実績データは、当社が定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取扱うものといたします。
- (2) 本キャンペーンへの参加、お問い合わせにかかる通信料は、お客さまのご負担となります。
- (3) 複数契約をご契約の場合、すべての契約で本キャンペーンに参加するためには、すべての契約についてお申込みいただく必要があります。
- (4) 本キャンペーンは、予告なく変更または終了する場合があります。
- (5) 本キャンペーンへの参加によって何らかの損害が生じた場合、当社の故意または重大な過失に起因するものを除き、当社はその責任一切を負いません。

以 上

2022年11月7日制定

## 別紙

### なんと節電チャレンジ 利用規約 追加規約 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム

「なんと節電チャレンジ 利用規約 追加規約 電気利用効率化促進対策事業に基づく節電プログラム」（以下、「本追加規約」といいます。）は、株式会社なんとエネルギー（以下、「当社」といいます。）が実施する国が行う「電気利用効率化促進対策事業」（以下、「国事業」といいます。）に基づく節電プログラム（以下「国の節電促進プログラム」といいます。）に関する取扱いを定めたものです。

#### 1. 国の節電促進プログラムの内容

本追加規約「3. 適用条件等」に定める全ての条件を満たし、節電への取組みに継続的に参加いただけたお客さまは、当社から国事業公募要領に基づく特典（以下、「国特典」といいます。）の付与を受けることができます。

#### 2. 国の節電促進プログラムの期間

国の節電促進プログラムの期間は、2022年11月7日(月)から2023年3月31日(金)までといたします。また、国の節電促進プログラムへの参加お申込み期間は、2022年12月31日(土)までといたします。

#### 3. 適用条件等

当社は、なんと節電チャレンジ 利用規約（以下、「基本規約」といいます。）「3. 適用条件等」および以下の追加条件の全てを満たし、同意した上で参加お申込みをいただいた場合に、本追加規約を適用いたします。

##### 【追加条件】

- ・2022年12月1日から2023年3月31日の間、国の節電促進プログラムに継続的に参加すること
- ・全ての需給契約に係る個人情報（需給契約名義、住所、電話番号、お客さま番号、供給地点特定番号、電力使用量等）を、国事業の事務業務に必要な範囲で国事業の事務局へ提供すること
- ・要件を満たさない国特典取得や複数回<sup>※</sup>の国特典取得等、不正に国特典を取得しないこと。また、不正に国特典を取得した可能性があると国事業の事務局が判断した場合には、当社からの参加状況等の確認依頼に速やかに応じること
  - ※ 他の小売電気事業者等の節電プログラムに参加し、既に同事業者から国特典を受け取っている場合を含みます
- ・不正に国特典を取得したことが発覚し、当社からの国特典相当額の返還要請を受けた場合には、速やかに返還に応じること

#### 4. 国特典付与の対象

低圧で電気の供給を受けるお客さま（以下、「低圧お客さま」といいます。）は「需要場所ごと」に、高圧で電気の供給を受けるお客さま（以下、「高圧お客さま」といいます。）

す。)は「法人ごと」に、本追加規約「5. 国特典内容」で定める国特典を付与いたします。ただし、この要件を満たさない場合でも、当社が国特典付与の対象とすることが適当と認めるときには、国特典を付与することがあります。

## 5. 国特典内容

- (1) 当社から、基本規約「5. 特典内容」に定める特典とは別に、国特典として、低圧お客さまは2,000円を、高圧お客さまは200,000円を、1回のみ付与いたします。
- (2) 国特典の付与方法は、低圧お客さまについては原則として電気料金からの割引により、高圧お客さまについては、お客さまが指定された口座への振込みにより実施いたします。

## 6. 国特典の付与時期

国特典の付与時期については、低圧お客さまは原則として2023年1月31日まで、高圧お客さまは原則として2023年2月28日までを予定しておりますが、諸般の事情により遅れることがあります。

なお、国特典付与のお知らせについては、国特典の付与をもってかえさせていただきます。

## 7. 注意事項

注意事項は、基本規約「7. 注意事項」を準用するものとし、その他事項については、基本規約に定めるところによるものといたします。

以 上

2022年11月7日制定